

さいたま市告示第 1 4 8 8 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成 1 3 年規則第 2 1 5 号）第 1 3 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 2 2 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市中央区本町東一丁目 193 番の一部
- (2) 指定の年月日 昭和 4 0 年 5 月 1 7 日
- (3) 指定の番号 第 1 5 8 号
- (4) 廃止の年月日 令和 7 年 9 月 2 2 日
- (5) 廃止の番号 第南廃 2 5 - 0 0 1 号
- (6) 道路の幅員 4 . 0 0 m
- (7) 道路の延長 2 5 . 4 0 m